

## 目 次

第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって .....	1
第2章 バリアフリー化の基本方針 .....	2
第3章 重点整備地区における施設別の方針 .....	4
第4章 特定事業の設定 .....	6
第5章 心のバリアフリーの推進 .....	21
第6章 構想の推進に向けて .....	22
用語解説 .....	23

### ○「障害」の表記について

「障害」の表記については、「障害」のほか「障碍」や「障がい」等も使われているが、本構想では、「障害」が法律や制度等の名称において使われており、また、広く普及している現状を踏まえ、「障害」と表記する。

### ○本構想に使用している地形図について

本構想に掲載している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。（承認番号：26都市基交測第249号）

また、地図の背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。（利用許諾番号：MMT利許第009号-30）

# 第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって

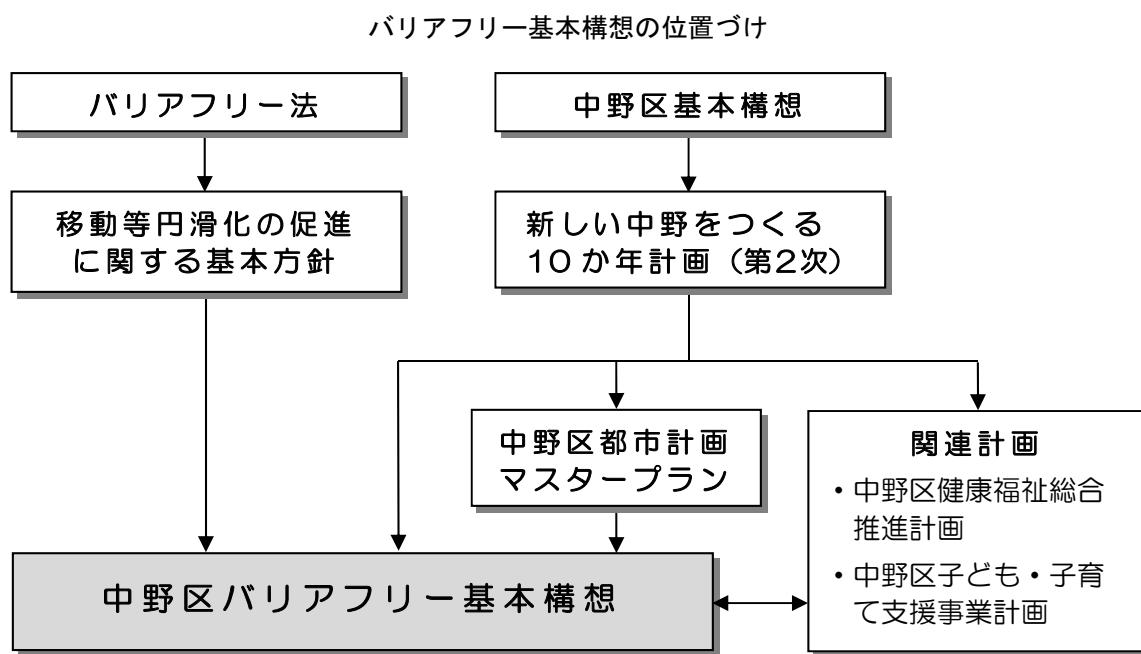
## 1. 目的

平成17年に策定した「中野区交通バリアフリー整備構想」は、平成26年度で計画期間を終えることから、これまでのバリアフリー化の取り組みを継続・発展させるため、構想の見直しを行い、バリアフリー法（平成18年制定）へ対応した「中野区バリアフリー基本構想」へ改定する。

## 2. 構想の位置づけと目標年次

### （1）構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、「バリアフリー法」及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものであり、「中野区基本構想」、「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」、「中野区都市計画マスターplan」に即すとともに、関連する分野別計画と整合を図った構想とする。



### （2）構想の目標年次

バリアフリー基本構想の目標年次は、「中野区基本構想」、「新しい中野をつくる10か年計画」等との整合を図り、平成37年度とする。

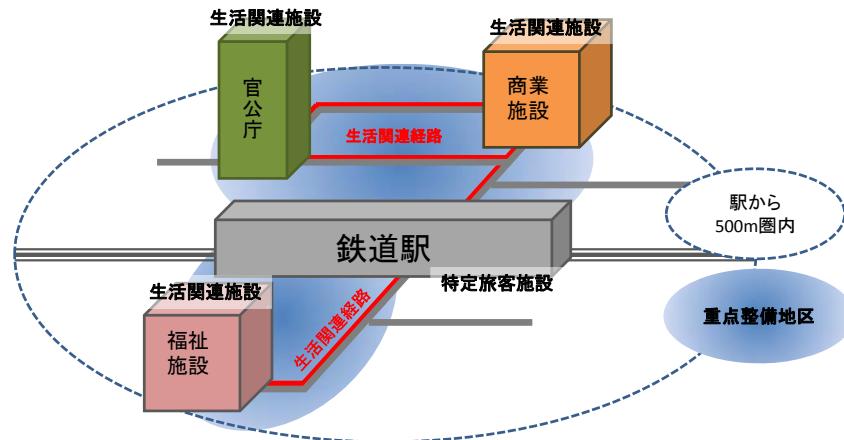
## 第2章 バリアフリー化の基本方針

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法に基づき区市町村が策定するバリアフリー化の推進に関する基本的な構想であり、鉄道駅の周辺など不特定多数の人が利用する公共施設等が集まる地区を重点整備地区に設定し、その地区の駅や道路、公園、公共施設などをバリアフリー化するために必要な事業を定め、一体的なバリアフリー整備を図るものである。

### 重点整備地区のバリアフリー化の基本方針：

- 高齢者、障害者をはじめ、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現
- 公共交通、道路、建築物などを対象に面向的なバリアフリー化の推進
- 駅と施設を結ぶ経路等のバリアフリー化による歩行空間のバリアフリーネットワークの形成
- 駅やバス乗り場などのバリアフリー化による交通結節機能の向上
- 施設のバリアフリー化に合わせたソフト面の取り組みの推進
- 中野駅周辺や西武新宿線沿線におけるまちづくりとの連携によるバリアフリー化の推進

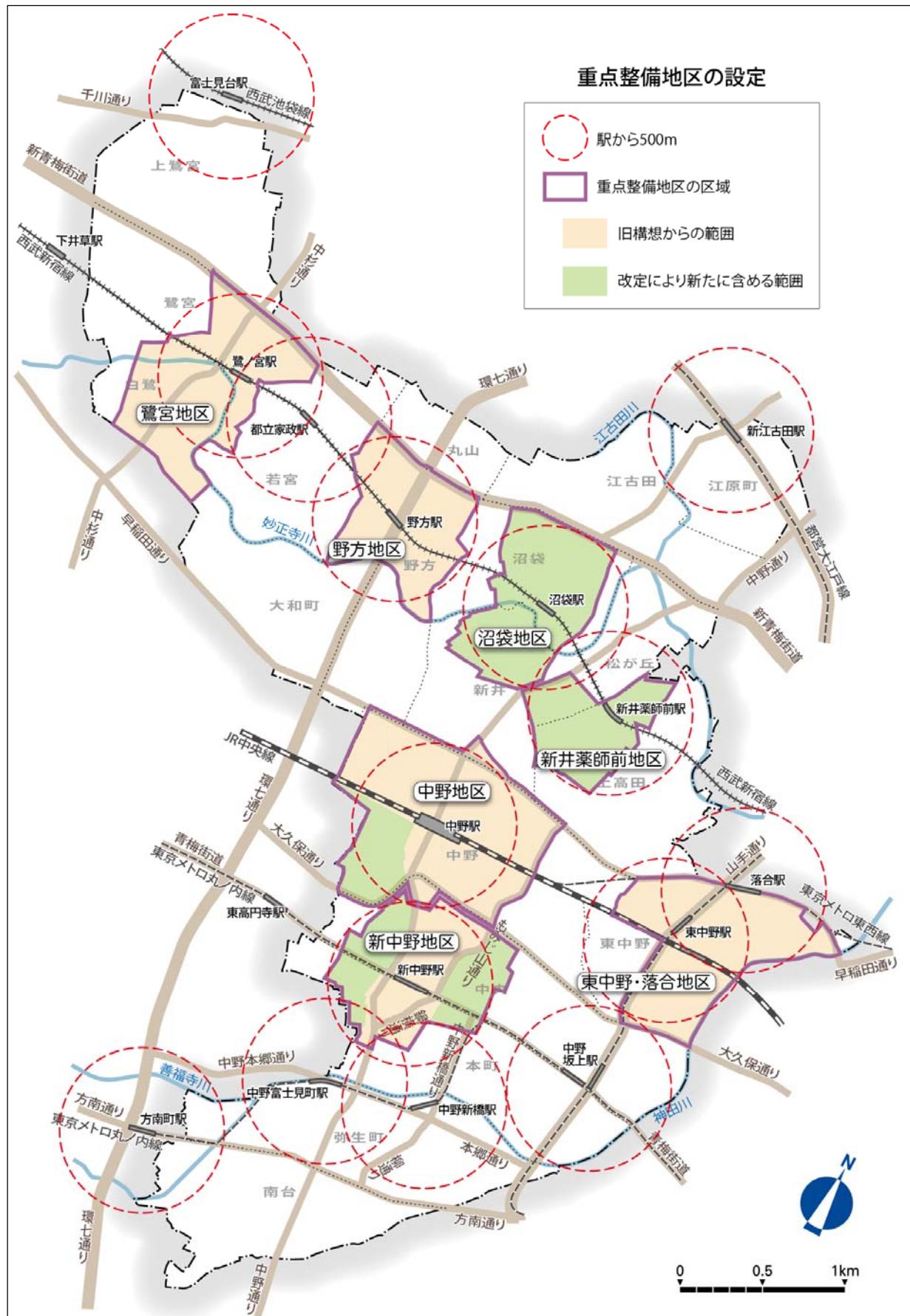
重点整備地区のイメージ



**重点整備地区**：生活関連施設と経路を含む範囲で、整形なまとまりに配慮して設定する。本構想では、旧構想で選定した新中野、中野、東中野・落合、野方、鷺宮の5地区に加え、新たに新井薬師前、沼袋の2地区を選定する。

**生活関連施設**：本構想では、不特定多数の区民または高齢者、障害者等が利用する公共施設等で、駅から概ね500m圏内に所在するものを生活関連施設として選定する。

**生活関連経路**：生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、より利用者の多い経路を選定する。



## 第3章 重点整備地区における施設別の方針

利用者の視点で、問題点や課題を把握するため、高齢者、障害者等の区民を中心としたメンバーによるまち歩き点検実施し、その結果を踏まえて以下の施設別方針を定めた。

### 1. 鉄道駅のバリアフリー化

#### 【バリアフリー経路の確保】

- ・駅外部からホームへ通ずる、1ルート以上のバリアフリー化された経路を確保する。
- ・最も一般的に利用するルートにおける確保を基本とし、複数ルートの確保に努める。

#### 【安全な階段の整備】

- ・段を容易に識別でき、滑りにくくつまずきにくい構造とし、手すりの位置や高さに配慮する。

#### 【誘導案内設備の整備】

- ・誰にでもわかりやすく見やすいものとする。
- ・運行情報、緊急情報等については、文字及び音声等により情報提供する。
- ・連続性や動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
- ・主要な経路や施設・設備については、位置及び内容を知らせる音案内の設置に努める。



[電光掲示板による情報提供]



[筆談対応の表示]

#### 【使いやすい設備の整備】

- ・高齢者、障害者等が利用しやすくなるよう、エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備を改善・整備する。
- ・多機能トイレを1以上設置する。
- ・筆談用具を備え、その存在を表示する。



[ホームドア]

#### 【ホームにおける安全対策】

- ・列車との段差及び隙間をできる限り小さくする。
- ・警告ブロックやホーム柵の設置等を進める。

## 2. バス交通のバリアフリー化

- ・ノンステップバスの導入を推進する。
- ・筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい停留所に向けて改善・整備する。上屋の設置に努める
- ・バスターミナルには、行き先、発車時刻等を案内する音声案内の設置に努める。
- ・ノンステップバスの運行情報についてインターネット等を活用した情報提供に努める。



[上屋が設置されたバス停]

## 3. 道路等のバリアフリー化

### 【安全な歩行空間の確保】

- ・歩道は、車椅子使用者のすれ違いを考慮した幅員の確保に努める。
- ・歩道は、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できる構造とする。
- ・歩行者と自転車の分離に努める。
- ・歩道のない道路は舗装の色を変えるなど歩行空間と自転車通行部分の視覚的な区分を行う。
- ・音響式信号機を必要に応じて整備する。
- ・エスコートゾーンを必要に応じて整備する。



[視覚的に分離した自転車歩行者道]

### 【移動を支援する設備の整備】

- ・案内標示は地区での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは連続性や動線、床材の色等を考慮して敷設する。



[エスコートゾーン]

## 4. 公園のバリアフリー化

- ・園路及び広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とする。
- ・駐車場を設ける場合は、車椅子使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を設置し、車椅子使用者用であることを表示する。
- ・トイレなど主要な施設については、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする。

## 5. 建築物のバリアフリー化

- ・外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等が設備を円滑に移動または利用できるよう案内情報の設置に努める。
- ・高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等が利用しやすいものとする。
- ・受付や案内カウンター等には、筆談用具を備え、その存在を表示する。



[多機能トイレ]



[耳マークと筆談ボード]

## 6. ソフト面の取り組み

- ・駐輪、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行う。
- ・違法駐車対策の強化や、交通規制の実施を検討する。
- ・放置自転車対策の強化とともに、自転車利用のルールの周知とマナーの向上を図る。
- ・高齢者、障害者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を目指し、施設等職員の研修・教育の充実を図る。
- ・聴覚障害者とのコミュニケーションは、筆談だけでなく手話による方法修得に努める。

## 第4章 特定事業の設定

前述の施設別の方針を踏まえ、関係する事業者と協議・調整の上、各重点整備地区における特定事業を設定した。

**特定事業**：重点整備地区におけるバリアフリー化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に各事業者が取り組む事業。

### 【事業実施予定期】

前期…平成32年度までの事業完了を目標に実施する事業

後期…平成37年度までの事業完了を目標に実施する事業

機会を捉えて…施設改修や用地買収等、現段階では未確定の整備を必要とする事業等

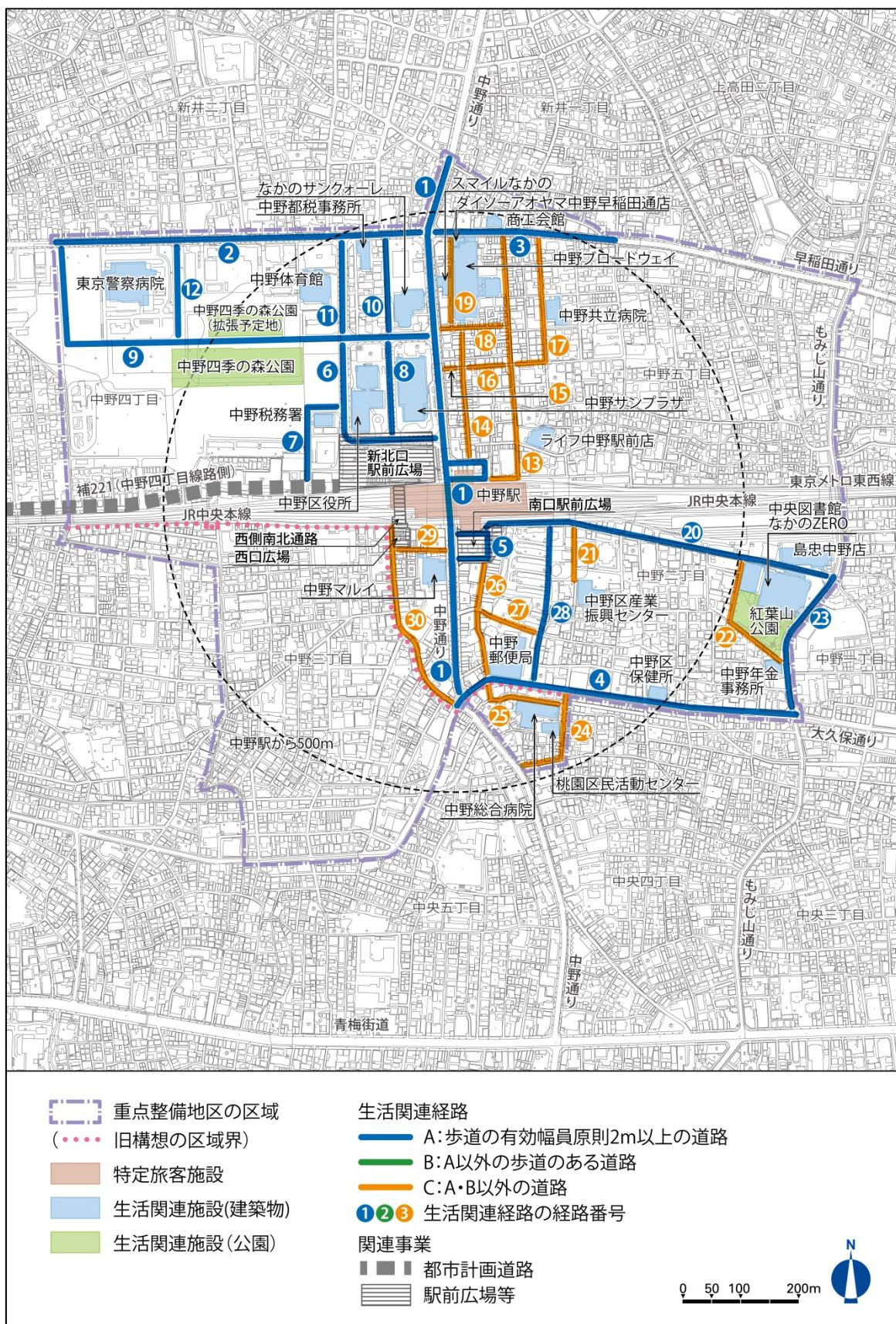
## 1. 新中野地区



【新中野地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間		機会を捉えて
			前期	後期	
新中野駅	・階段の両側に2段手すりの設置	東京地下鉄株式会社			○
生活関連経路(A)	・歩道の有効幅員（原則2m以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
生活関連経路(C)	・路側帯のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
経路①	・植樹ます周辺の舗装等の改善	東京都	○		
経路③	・歩道の有効幅員（原則2m以上）の確保		○		
	・歩道の段差・勾配の改善		○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		
追分公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅(1.2m以上)の確保	中野区			○
	・多機能トイレの設置				○
中部すこやか福祉センター等	・視覚障害者誘導用ブロック上の玄関マットの撤去	中野区	○		
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備		○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

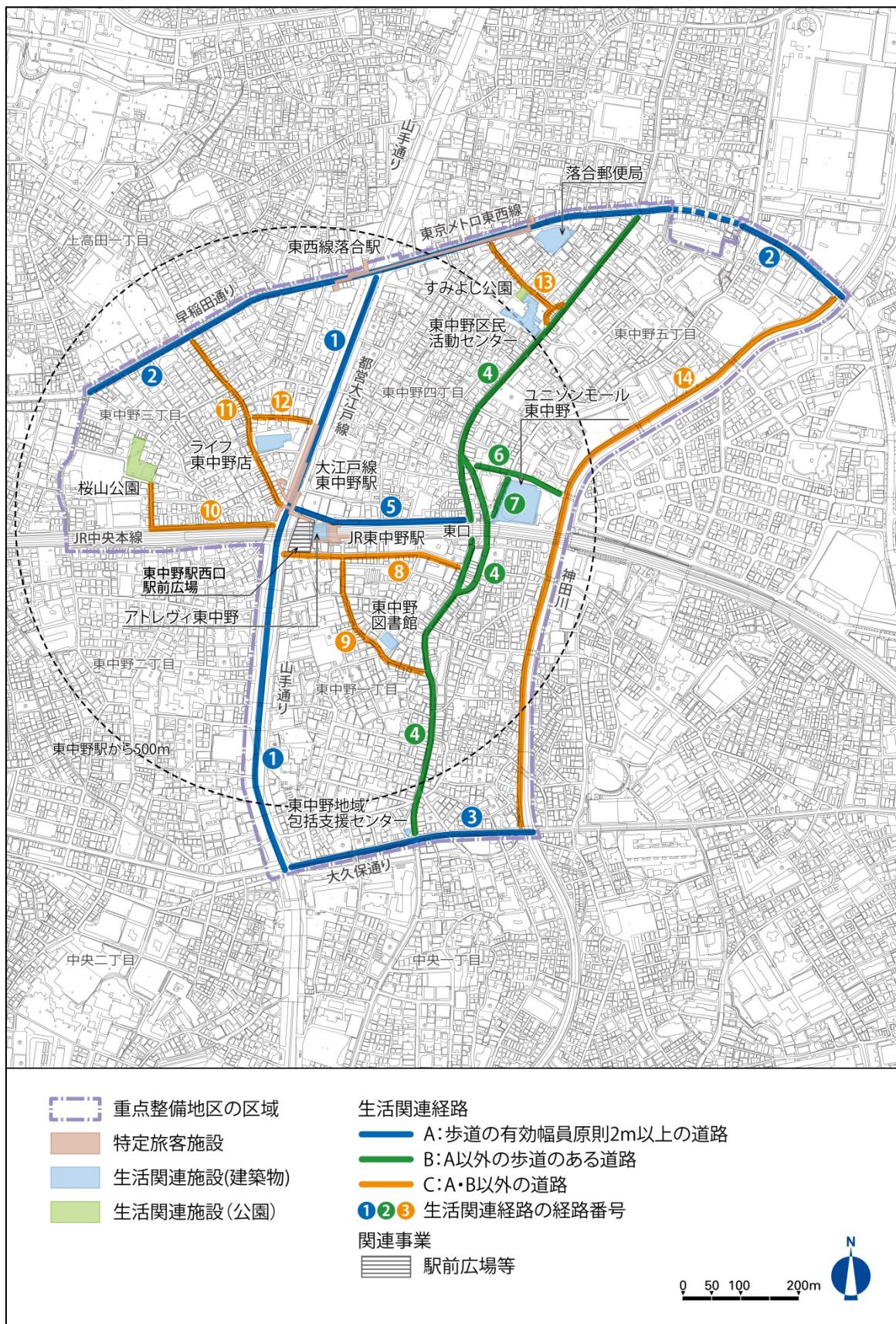
## 2. 中野地区



【中野地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間		機会を捉えて
			前期	後期	
中野駅	・西側南北自由通路の整備に併せた橋上駅舎の整備	中野区	○		
中野駅周辺	・南口駅前広場の整備	中野区		○	
	・西口広場の整備		○		
	・新北口駅前広場の整備			○	
中野駅西側	・西側南北自由通路の整備	中野区	○		
中野駅北口・南口	・バス案内板の改善	中野区 バス事業者	○		
生活関連経路(A)	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置	東京都	○		
生活関連経路(A)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
生活関連経路(C)	・路側帯のカラー化等による安全な歩行空間の確保			○	
経路⑧	・歩道の整備			○	
中野区役所	・触知案内板の設置	中野区	○		
商工会館	・エレベーターの改修		○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
中野体育館	・筆談用具の準備とその表示の設置		○		
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○	○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備		○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

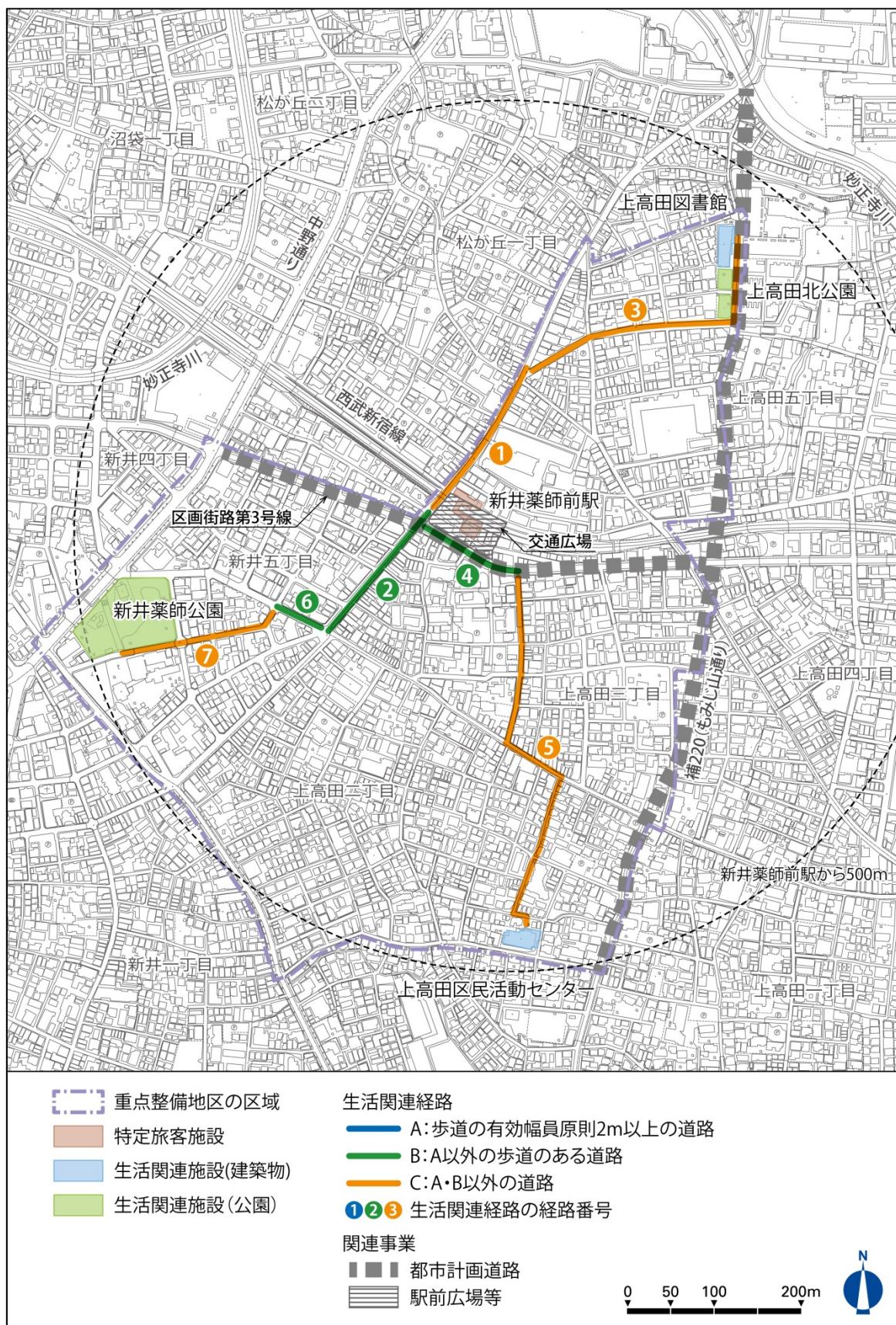
### 3. 東中野・落合地区



【東中野・落合地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間		機会を捉えて
			前期	後期	
東中野駅	・内方線付き点状ブロックの設置	東日本旅客 鉄道株式会社	○		
	・多機能トイレの点字表示の改善				○
東中野駅西口	・駅前広場の整備	中野区	○		
東中野駅東口	・バリアフリー化に向けた検討		○	○	
落合駅	・エレベーターの設置	東京地下鉄 株式会社	○		
	・多機能トイレの設置		○		
	・駅出入口の誘導チャイムの改善		○		
	・階段の両側に2段手すりの設置				○
生活関連経路 (A)	・歩道の有効幅員（原則2m以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
生活関連経路 (B)	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
生活関連経路 (C)	・路側帯のカラー化等による安全な歩行空間の確保			○	
桜山公園	・多機能トイレの設置	中野区		○	
すみよし公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保			○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○	○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備		○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

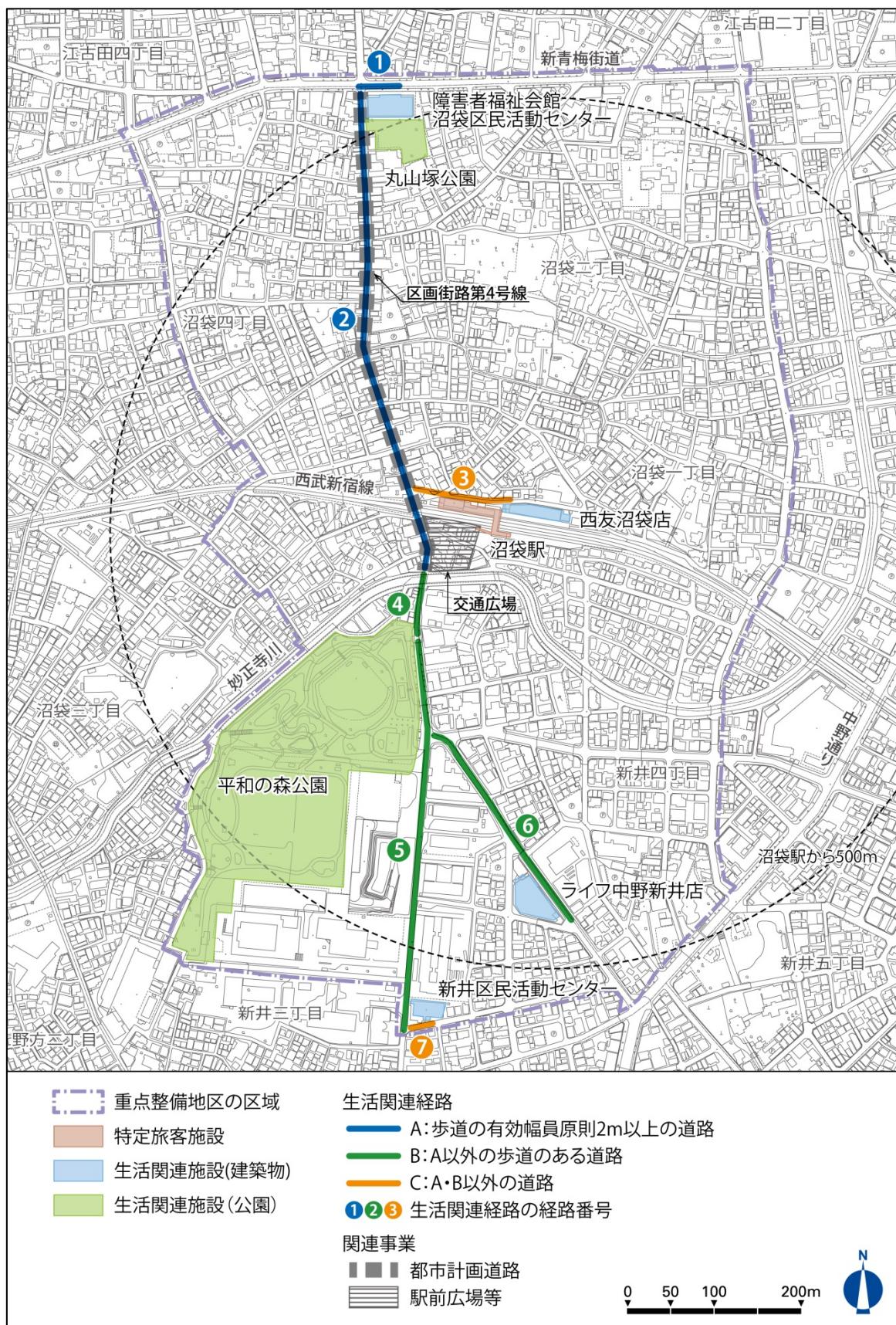
#### 4. 新井薬師前地区



【新井薬師前地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間		機会を捉えて
			前期	後期	
新井薬師前駅	・「筆談器あります」の表示の改善	西武鉄道 株式会社	○		
	・連続立体交差事業に伴う駅舎改良		○		
新井薬師前駅周辺	・交通広場の整備	中野区		○	
生活関連経路(B)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路(C)	・路側帯のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
経路④	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
上高田北公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅(1.2m以上)の確保	中野区			○
新井薬師公園	・多機能トイレの設置				○
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備		○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

## 5. 沼袋地区



【沼袋地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間		機会を捉えて
			前期	後期	
沼袋駅	・連続立体交差事業に伴う駅舎改良	西武鉄道株式会社	○		
沼袋駅周辺	・交通広場の整備	中野区		○	
生活関連経路(B)	・歩道の段差・勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロック*の設置			○	
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保			○	
経路②	・歩道の有効幅員（原則2m以上）の確保 ・歩道の段差・勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置	中野区	○ ○ ○		
経路④	・歩道の整備 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○ ○	
平和の森公園	・多機能トイレの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの改善	中野区		○ ○	
丸山塚公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保 ・多機能トイレの設置	中野区			○ ○
障害者福祉会館	・西側出入口に誘導チャイムの設置	中野区	○		
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去 ・放置自転車対策の強化 ・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施 ・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等） ・横断歩道の整備 ・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備	東京都公安委員会	○ ○ ○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

## 6. 野方地区



【野方地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
生活関連経路(A)	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	東京都	○		
生活関連経路(C)	・路側帯のカラー化等による安全な歩行空間の確保	中野区			○
野方図書館	・出入口からエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの設置	中野区			○
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○	○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備		○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

## 7. 鷺宮地区



【鷺宮地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定期間		機会を 捉えて
			前期	後期	
鷺ノ宮駅	・北口の視覚障害者誘導用ブロックの改善	西武鉄道 株式会社	○		
	・南口の階段下に点状ブロックの設置		○		
	・内方線付き点状ブロックの設置		○		
	・音声・音響案内の設置		○		
	・階段の段の視認性の確保				○
	・階段の両側に2段手すりの設置				○
生活関連経路 (C)	・路側帯のカラー化等による安全な歩行空間の確保	中野区			○
双鷺公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅(1.2m以上)の確保	中野区			○
若山オリーブ 公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅(1.2m以上)の確保				○
	・多機能トイレの設置				○
(仮)鷺宮調節池 上部多目的広場	・多目的広場の整備	○			
鷺宮体育館	・筆談用具の準備とその表示の設置	中野区	○		
鷺宮地域包括 支援センター	・多機能トイレの設置		○		
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○	○	
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーンを整備		○		
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

## 第5章 心のバリアフリーの推進

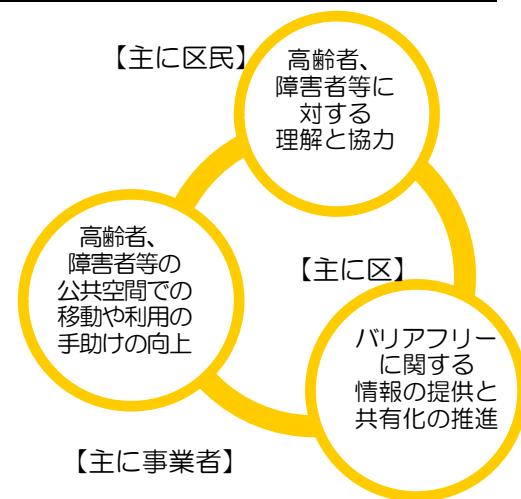
区民、事業者、区がそれぞれ、高齢者、障害者等との日常における関係や立場を踏まえ、以下の3点を進めることとする。

### 1. 区民への普及・啓発

「困っているときにどのような支援をすればよいのか」等、接し方や支援の方法を広く周知する。

- 例)・手助けの方法に関するパンフレット作成
- ・小中学校等における学習の促進
- ・区、事業者、障害者等の連携による講習会や交流イベントの開催
- ・ヘルプカードの普及啓発

ヘルプカードの普及啓発（中野区の取り組み）



区では、支援を必要とする人と支援を行う人を、適切に結びつけるため、ヘルプカードを配布している。カードには緊急時の連絡先や、配慮して欲しいことなどが記載でき、支援を必要とする人が身につけておくと、いざというときに役立つ。



The form has fields for "私の名前" (My name), "連絡先" (Contact information) with checkboxes for "自宅" (Home), "通勤・通学先" (Commuting/commuting place), and "その他" (Others); and a section for "配慮してほしいこと" (Things I would like to be considered) with several lines for notes.

出典：中野区公式ホームページ (<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/404500/d016839.html>)

### 2. 事業者の接遇・介助水準の向上

高齢者、障害者等を含む多くの区民が利用する事業者や施設における接遇や介助に関する職員研修の充実化をはかる。

- ・鉄道、バス、タクシーなどの交通機関
- ・病院、福祉施設、公共施設等

例)聴覚障害者とのコミュニケーション用に筆談ボード等を用意して筆談対応を進める。

さらに筆談による会話が苦手な人がいることにも配慮し手話の習得に努める。

### 3. バリアフリーに関する情報の提供及び共有化の推進

- 1) バリアフリー化している経路や内容等の情報を積極的に提供する。
- 2) ホームページなどを活用して区民等からの情報収集や、区民どうしの情報交換の場・機会の提供など、区民のバリアフリーに関する情報の共有化の推進に努める。

施設情報を提供しているバリアフリーマップの例



出典：中野区公式ホームページ

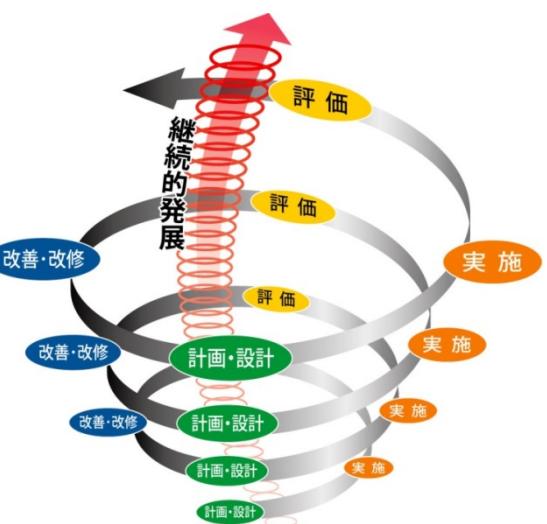
## 第6章 構想の推進に向けて

- 1) 進行管理のため連絡・調整を行う仕組みを整備する。
- 2) 必要に応じて、利用状況等を区民と共にチェックする。

計画・設計（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善・改修（Action）のP D C Aサイクルを導入して、スパイラルアップを図ることにより、より質の高いバリアフリー化を推進する。

- 3) 事業の進捗や実施状況を区の広報やホームページ等を活用して積極的に情報提供をする。
- 4) 重点整備地区以外の整備をあわせて推進する。
- 5) 社会環境の変化や新たな技術の開発にあわせ、必要に応じて構想の見直しを検討する。

スパイラルアップのイメージ



## ■ 用語解説

### 【あ行】

#### エスコートゾーン

横断歩道の中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ(突起帯)を敷設した設備で、視覚障害者の道路横断を支援するもの。

#### オストメイト

直腸・膀胱などの機能障害により、人工肛門・人工膀胱を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋(パウチ)を装着している。

#### 音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

### 【さ行】

#### スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

### 【た行】

#### 多機能トイレ

高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児を連れた人など、誰もが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレのこと。オストメイト(人工肛門や人工膀胱を利用している人)用の洗浄器や乳幼児のおむつ替え用のベビーベッドなどの機器を備えたものがある。

### 【な行】

#### 内方線付き点状ブロック

鉄道駅のホームの縁端を警告するためのブロックで、従来の点状ブロックに加えて、どちらがホームの内側か分かるように、点状ブロックの内側に線状突起を1本追加したブロックのこと。

### 【や行】

#### 有効幅員

歩道及び横断歩道橋などの通路・階段の幅員から、縁石、手すり、電柱、標識などを除いた幅員。

#### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人権などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### 【ら行】

#### 路側帯

歩道がない道路で、歩行者の安全のため、路端寄りに道路標示(白い実線)によって区画された帯状の部分のこと。道路交通法により定められており、自動車等は路側帯に進入して通行してはならない。